

と畜場から排出される汚泥を原料とした肥料の利用に係る確認書

中国四国農政局長殿

と畜場から排出される汚泥を原料とした肥料（乾燥菌体肥料を含む。以下「汚泥肥料」という。）の施用に際して、引受元から以下の取扱いについて説明を受け、各項目について了解し、これを遵守いたします。

1. 意図しないにも関わらず家畜が摂取することを防止するため、汚泥肥料を家畜の口に入らないところで保管します。
2. 汚泥肥料を引き渡す際は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知。以下「肥料利用通知」という。）に基づき、引渡者に対して適切に説明を行います。
3. 汚泥肥料を引き受けた場合又は引き渡した場合は、肥料利用通知に基づき地方農政局長又は都道府県知事に対し報告を行います。
4. 汚泥肥料を施用する場合は、牛又はめん山羊の放牧地（下草刈りのためにめん山羊を放牧する土地を含む。）、採草地及び牛又はめん山羊の飼料に用いられる作物を生産する飼料畑等に施用しません。

令和 年 月 日

住 所：

事業者名（氏名）：

電話番号：

数 量：

用 途：